

福山市次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

1 全体的事項

(1) 都市計画対象事業実施区域（以下、「事業計画地」という。）及び周辺地域は、工業専用地域であり、現状においても環境基準が超過している項目が存在する。今後の検討においては、環境保全に関する最新の知見を踏まえ、可能な限り最良の技術の導入を行い、より一層の環境影響の低減に努めること。

また、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を徹底するとともに、地域住民から環境の要望等があった場合は、適切に対応すること。

(2) 準備書は、インターネットにて公表し、縦覧期間終了後も閲覧可能な状態としているが、評価書においても同様に「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方（平成 24 年 3 月、環境省総合環境政策局環境影響評価課）」を参考に、インターネットでの公表を行う等、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

ア 建設機械の稼働に伴う粉じん等について、夏季において散水しない場合、降下ばいじん寄与量の予測値が「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）、平成 25 年、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所」に基づき設定した参考値を上回っている。

については、特に夏季に実施する工事については、建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響について十分留意するとともに、環境保全措置を徹底すること。

イ 資材等運搬車両の運行に伴う粉じん等について、準備書では、環境保全措置として、「資材等運搬車両の事業計画地外への退出時は、洗車設備で車輪・車体に付着した土砂を除去することにより粉じん等の発生を抑制する。」とされているが、事業計画地外を出発し事業計画地に向かう車両においても、粉じん等の発生を抑制するため、出発地点において、車輪・車体に付着した土砂を除去する措置が講じられるよう配慮すること。

ウ 廃棄物搬出入車両等の運行に伴う粉じん等について、準備書では、環境保全措置として、「廃棄物搬出入車両の施設外への退出時は、洗車設備で車輪・車体に付着した土砂を除去することにより粉じん等の発生を抑制する。」とされているが、施設外を出発し施設に向かう車両においても、粉じん等の発生を抑制するため、出発地点において、車輪・車体に付着した土砂を除去する措置が講じられるよう配慮すること。

エ 事業計画地周辺では、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の環境基準を達成していない地点が存在する。

については、施設の稼働に伴う排出ガスについて、準備書に記載された環境保全措置の徹底はもちろんのこと、排出ガス処理の今後の技術動向を注視しつつ、周辺の大気汚染の影響をより低減でき、排出ガスに係る自主基準値を満たすことができる技術を採用し、最終的な設備内容を公表すること。また、大気測定局での光化学オキシダント、微小粒子状物質の測定結果及び環境監視調査結果を踏まえた適切な運転管理及び維持管理を徹底し、大気汚染物質の排出量低減に努めること。

(2) 騒音

ア 建設機械の稼働に伴う騒音について、建設機械の稼働位置が事業計画地敷地境界に近づき、環境保全措置を講じない場合は、事業計画地敷地境界において、予測値が規制基準を上回っている。

については、準備書に記載されている環境保全措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う騒音の低減に努めること。

イ 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音について、予測地点 No.3 において昼間の現況値及び予測値が環境基準を上回っている。また、他の予測地点においても昼間の現況値及び予測値が環境基準に近い値となっている。

については、準備書に記載されている環境保全措置の徹底はもちろんのこと、可能な限り工事中の騒音レベルが低減するよう、工事計画の精査を行い、工事の分散等による車両の計画的な運行について検討すること。

ウ 廃棄物の搬出入に用いる車両の運行に伴う騒音について、予測地点 No.3 において昼間の現況値及び予測値が環境基準を上回っている。また、他の予測地点においても昼間・夜間の現況値及び予測値が環境基準と同値又は近い値となっている。

については、準備書に記載されている環境保全措置を徹底し、廃棄物の搬出入に用いる車両の運行に伴う騒音の低減に努めること。

(3) 景観

施設の設置においては、準備書に記載されている環境保全措置を徹底し、色彩においては明度や彩度に配慮し、意匠・デザイン等についても考慮すること。

(4) 温室効果ガス等

ア 施設の稼働に伴う温室効果ガスの予測結果について、準備書では、「二酸化炭素は 68,743 t-CO₂/年削減されると予測された。」と記載されているが、これは、施設の稼働による発電電力量から算定した二酸化炭素量を削減量とみなしているためであり、施設の稼働により直接的に二酸化炭素排出量が削減されるわけではない。

については、評価書においては、このことを踏まえ分かりやすい表現に修正すること。

イ 準備書に記載されている環境保全措置の徹底はもちろんのこと、より高効率の発電設備導入の検討等、温室効果ガス削減に努めること。